

改正前	改正後
別添 2 岩手県薬局機能情報の入力方法 (薬局編) 岩手県保健福祉部健康国保課 第 1 管理、運営、サービス等に関する事項 1 基本情報 (1)～(6)[略] (7) 開店時間 [略] (8) 開店時間外で相談できる時間 [略] 2～4 [略] 5 費用負担 (1) [略] (2) クレジットカードによる料金の支払の可否 薬局への費用の支払いについては、クレジットカードの使用が可能な場合は「可」を○で囲むこと。 第 2 提供サービスや地域連携体制に関する事項 1 業務内容、提供サービス (1) [略]	別添 2 岩手県薬局機能情報の入力方法 (薬局編) 岩手県保健福祉部健康国保課 第 1 管理、運営、サービス等に関する事項 1 基本情報 (1)～(6)[略] (7) <u>薬剤師不在時間の有無</u> <u>該当する番号を○で囲むこと。</u> <u>なお、規則第 1 条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第 10 条 2 項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」とした場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。</u> (8) 開店時間 [略] (9) 開店時間外で相談できる時間 [略] 2～4 [略] 5 費用負担 (1) [略] (2) クレジットカードによる料金の支払の可否 薬局への費用の支払いについては、クレジットカードの使用が可能な場合は「可」を○で囲むこと。 <u>また、利用可能なクレジットカードの種類を枠内に記載すること。</u> 第 2 提供サービスや地域連携体制に関する事項 1 業務内容、提供サービス (1) [略] (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

改正前	改正後
(2) 薬局の業務内容 ①～②[略] ③ 麻薬に係る調剤の実施の可否 麻薬小売業者免許を有する場合は「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。 ④[略] ⑤ 薬局製剤実施の可否 薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の製造販売業許可を取得し、かつ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件について」（平成27年3月31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知）別表1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、それ以外の場合（別紙2の品目についてのみ製造販売の届出を行っている場合を含む）は「否」とすること。 ⑥～⑦[略] ⑧ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載す	健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず当該研修を修了した薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載すること。 ただし、研修終了証の期限が切れている場合は人数に含めないこと。 (3) 薬局の業務内容 ①～②[略] ③ 麻薬に係る調剤の実施の可否 麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。 ④[略] ⑤ 薬局製剤実施の可否 薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の製造販売業許可を取得し、かつ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件について」（平成27年3月31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知）別紙1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、それ以外の場合（別紙2の品目についてのみ製造販売の届出を行っている場合を含む）は「否」とすること。 ⑥～⑦[略] ⑧ <u>電磁的記録による薬剤服用履歴管理の実施の有無</u> <u>薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u> ⑨ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載す

改正前	改正後
る手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること <u>(3) 地域医療連携体制</u> <u>① 医療機関と連携した在宅医療への取り組みの有無</u> <u>医療連携の有無については、医療機関と連携し在宅医療に取り組んでいる場合、又は、通常の営業日、開店時間外の対応のため、周辺の薬局で構成する輪番制に参加している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u>	る手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること <u>⑩ 薬剤情報を電磁氣的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否</u> <u>「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成 27 年 11 月 27 日付け薬生総発 1127 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第 2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第 3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。</u> <u>(4) 地域医療連携体制</u> <u>① プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組みの有無</u> <u>薬局においてプレアボイドの報告を医療機関等の関係者と連携して共有する取組みに参加し、事例の提供を行っている場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u> <u>また、薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に「参加薬局」として登録を行い、かつ前年 1 年間に疑義照会がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u> <u>○平成 29 年 10 月 6 日付薬生総発 1006 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知より抜粋</u> <u>プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉に基づいた造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会に</u>

改正前	改正後
	<u>においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレア</u> <u>ボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。</u> <u>② プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組みの有無</u> <u>医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u> <u>③ その他の医療連携の取組み</u> <u>上記①及び②の他に地域の医療機関等が連携した取組を実施している場合に記載すること。</u> <u>④ 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無</u> <u>薬局が所在する地域に地域医療情報ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u> <u>⑤ 退院時の情報を共有する体制の有無</u> <u>医療機関の医師又は薬剤部や地域医療(連携)室等との連携により、退院時カンファレンスの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし該当する番号を○で囲むこと。</u> <u>⑥ 受診勧奨に係る情報提供等を医療機関に提供する体制の有無</u>

改正前	改正後
② 地域住民への啓発活動への参加の有無 啓発活動への有無については、地域住民に対して、地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。 2 実績、結果等に関する事項 (1) [略] (2) <u>医療安全対策(医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無)</u> <u>薬局における医薬品の使用に係る安全な管理の確保のために、医薬品に係る安全管理責任者を配置している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u> (3) 情報開示の体制 調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本	<u>薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得たうえで、その利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u> ⑦ 地域住民への啓発活動への参加の有無 啓発活動への有無については、地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。 2 実績、結果等に関する事項 (1) [略] (2) <u>医療安全対策の実施</u> ① <u>副作用等に係る報告の実施件数</u> <u>前年中に、法第 68 条の 10 第 2 項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載すること。</u> ② <u>医療安全対策に係る事業への参加の有無</u> <u>薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。</u> <u>なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有すること。</u> (3) 情報開示の体制 調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人

改正前	改正後
人からの求めに基づいて情報開示する場合は「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。 (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無 薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守（コンプライアンス）の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に実施している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。 なお、「定期的」の頻度は、少なくとも1か月に1回程度とすること。 (5) 処方せんを応需した者の数（患者数） <u>前年（1月1日から12月31日まで。年の途中で開局した場合は、開局時から12月31日まで。）に</u> 処方せんを応需した延べ患者数を記載すること。	からの求めに基づいて情報開示する場合は「可」、それ以外の場合は「否」とし、該当する番号を○で囲むこと。 (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無 薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守（コンプライアンス）の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に実施している場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。 なお、「定期的」の頻度は、少なくとも1か月に1回程度とすること。 (5) 処方せんを応需した者の数（患者数） <u>前年中（年の途中で開局した場合は、開局時から12月31日まで。）に</u>処方せんを応需した延べ患者数を記載すること。 (6) <u>医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数</u> <u>在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、前年中に、医療を受ける者の居宅において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載すること。</u> (7) <u>健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議、その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数</u> <u>前年中に、研修修了薬剤師が会議に参加した回数を実数で記載すること。なお、複数の研修修了薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。</u> (8) <u>患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数</u> <u>前年中に、患者、その家族若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた</u>

改正前	改正後
<u>(6)</u> 患者満足度の調査 ① 患者満足度の調査の実施の有無 報告する時点から遡って過去 1 年以内に薬局に 来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供 するサービス等に関してアンケート等の調査を行 った場合は「有」、それ以外の場合は「無」とし、 該当する番号を○で囲むこと。 ② 患者満足度の調査結果の提供の有無 ①の調査結果について、薬局において閲覧出来る ようにする等、公表を行っている場合は「有」とし、 それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で 囲むこと。	場合に、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわら ず、<u>患者の同意の上で、情報提供書等の文書により</u> <u>医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載する</u> <u>こと。</u> <u>(9)</u> 患者満足度の調査 ① 患者満足度の調査の実施の有無 <u>前年中に</u>薬局に来訪した患者又はその家族に対し、 当該薬局の提供するサービス等に関してアンケー ト等の調査を行った場合は「有」、それ以外の場合 は「無」とし、該当する番号を○で囲むこと。 ② 患者満足度の調査結果の提供の有無 ①の調査結果について、薬局において閲覧出来る ようにする等、公表を行っている場合は「有」とし、 それ以外の場合は「無」とし、該当する番号を○で 囲むこと。